

安来市広域生活バス広告掲載募集要項

1 概要

この要項は、安来市広域生活バスの車内に掲載する民間広告を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 広告媒体

名 称	安来市広域生活バス（イエローバス）
台 数	タイプ A：2 台・タイプ B：1 台
広告掲載枠	〈位置〉タイプ A：33 人乗 車内片側窓上額面（R 部）・ タイプ B：60 人乗 車内両側窓上額面（R 部）
	〈枠数〉タイプ A：5 枠×2 台、タイプ B：8 枠
	〈大きさ〉タイプ A・B 1 枠あたり 縦 3 6 4 mm×横 5 1 5 mm (B3 サイズ上限表示)
備 考	紙等で作成した広告を車内の広告枠へ差し込む。(広告は、広告主で用意すること)
	1 台当たりの平均走行距離（月 4， 3 0 0 Km 走行） 広告を掲載するバス運行路線数：平均 5 路線 主な路線：タイプ A（観光ループ・買い物・スクール） タイプ B（広瀬・米子線、広瀬・西比田線、広瀬・奥田原線） 運休日：年始 1 月 1 日～1 月 3 日（その他、車輛によっては、土日祝日 運休する場合があります。）

3 広告掲載期間

1 箇月単位で最長 1 2 箇月

4 広告掲載料

1 枠あたり月額 1, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む）タイプ A・B 共通
1 枠より受け付けます。なお、車輛指定は可能ですが、枠数を越えた場合は希望に
添えない場合も有ります。

5 募集対象

安来市に本・支店を置く民間事業者（広告代理店の応募も可能です）

6 募集期間・応募方法

- (1) 募集期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 4 月 2 8 日
(ただし、募集期間内に申し込みがない場合は、募集期間終了後、随時受け付けま
す。)
- (2) 申込方法 下記の提出書類に必要事項をご記入のうえ、安来市地域振興課交通政策係まで持参
又は郵送してください。
- (3) 提出書類 ① 広告掲載申込書（様式 1）
② 広告原稿案（A4 または A3 サイズのものとしします）

③委任状（様式2）（広告代理店が申込みをする場合）

（4）申込締切 平成29年4月28日（金）17時00分（必着）

7 決定方法

- （1）応募資格、広告内容等について、安来市広告掲載要綱、安来市広告掲載基準及びこの募集要項（以下「要綱等」という。）に基づき審査します。
- （2）掲載枠の配置については、担当課で決定します。
- （3）審査の結果、適正な申込数が募集数を超える場合は、抽選により決定します。
- （4）審査及び抽選による結果を、広告掲載・否掲載決定通知書（様式3）により、広告掲載申込者に通知します。

8 広告掲載承諾

広告掲載が決定した事業者の方は、決定の日から7日以内に広告掲載承諾書（様式4）に記名押印のうえ提出してください。

9 広告掲載までの手続き

（1）広告掲載料の納付

広告掲載が決定した事業者の方は、上記の承諾書の提出後、広告掲載料を市が発行する納入通知書により指定する期日までに納付してください。

（2）広告原稿の提出

- ・広告掲載が決定した事業者の方は、事業者の責任と負担により広告原稿を作成し、市が指定する期日までに提出してください。
- ・広告原稿には、広告である旨を明記してください。
- ・要綱等の定めに基づき、市が広告原稿の修正等を求めた場合は、その指示に従ってください。

（3）広告掲載の開始

広告掲載を開始したときは、市より広告掲載証明書（様式6）を発行し、広告掲載事業者の方に送付します。

10 その他

- （1）広告掲載の申し込みにあたっては、要綱等の内容を事前に確認し、遵守してください。
- （2）広告掲載開始後であっても、要綱等の定め違反する場合等、広告掲載が適切でないと判断した場合は、広告の掲載を中止、又は取り消す場合があります。その場合には、納付済みの広告掲載料は返還しません。
- （3）広告掲載事業者の責に帰さない理由により広告掲載を中止し、又は取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を返還するものとします。

<申込み・問い合わせ先>

〒692-8686

島根県安来市安来町878番地2

安来市役所 地域振興課 交通政策係

電話：0854-23-3069

FAX：0854-23-3155